

## 4 金融関係

### ア 銀行

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
長短分離制度の在り方と銀行社債の発行制度の見直し (金融庁)	長短分離制度の将来について、また、銀行社債と金融債との間の発行制度のイコールフットイングの観点も踏まえつつ、銀行社債の商品性改善について検討し、結論を得る。	計画・金融ア	検討		
特定融資枠契約(コミットメントライン契約)の借主範囲の拡大 (法務省、金融庁)	経済的弱者の保護という利息制限法(昭和29年法律第100号)及び出資法(「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」、昭和29年法律第195号)の趣旨を踏まえつつ、コミットメント・ライン契約を利用できる借主の範囲について検討し、結論を得る。	計画・金融ア	検討		
自己競落による競落の仕組みの検討(競落対象物件の拡大) (金融庁)	銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって競落人が他に見出せない場合に限定されるとの規制の趣旨を踏まえたうえで、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を親会社に配当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に配当の見込まれるものにも拡大することを検討する。	計画・金融ア29	検討		
銀行における投資信託等の窓口販売業務において、J-REITを含む全ての上場した投資信託受益証券及び投資証券の取扱制限の	上場投信の取扱制限の撤廃は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止、銀行経営の健全性の確保等の観点から、証券取引法第65条の趣旨や投資者保護の観点も踏まえて検討し、結論を得る。	重点・別表4-5	第159回通常国会に法案提出		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
撤廃 (金融庁)					
銀行による 証券仲介業 務の解禁 (金融庁)	銀行と証券の連携強化に関して、第159回通常国会に法案提出を行う。	重点・別 表6-11	第159回 通常国 会に法 案提出		
信用保証業 務を営む子 会社等の業 務範囲の拡 大 (金融庁)	銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務も兼業できるようにすることについて、銀行経営の健全性の観点から、検討を行う。	重点・別 表4-9	検討		
銀行代理店 に係る諸規 制の緩和 (金融庁)	銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。	重点・別 表 5 -309、6- 2、6-5	措置		
店舗の営業 時間に係る 規制の撤廃 もしくは届 出の簡素化 (金融庁)	為替取引や当座預金業務を行っておらず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる出張所に係る休日や営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容について平成16年度中に検討を行い、措置する。	重点・別 表6-3	措置		
銀行におけ る収入依存 度規制の更 なる緩和(共 同従属会社 の設立の容 認) (金融庁)	共同従属会社の設立については、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方等を踏まえつつ検討を行う。	重点・別 表7-1	検討開 始		
銀行子会社 が行う集配 金業務等に 係る収入依 存度の撤廃	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。	重点・別 表7-2	検討開 始		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
等 (金融庁)					
「バンクカード」でのリボルビング方式及び総合方式による割賦購入あっせんの解禁 (経済産業省)	産業構造審議会割賦販売分科会中間報告(平成14年12月)における提言の内容を踏まえて、銀行によるリボルビング方式及び総合方式のクレジットカード事業について、実現のための措置を講ずる。	計画・金融 融才	措置 (4月 予定)		
信託業規制の見直し(信託会社の一般事業法人への解禁等) (金融庁)	信託会社の参入基準や行為規制を整備し、信託会社を解禁する。 また、信託銀行に認められている信託代理店を出すことを信託会社についても認めるとともに、その範囲を現行の金融機関及び商工中金にとどまらず、幅広く認める。	計画・金融 融才、 重点・別 表 1 -303、3- 8、9	15年度 中に法 案提出 済、公布 後、6月 以内に 施行(予 定)		
信託業法における受託財産制限の緩和 (金融庁)	特許権、著作権等の知的財産権を信託業法の信託の対象となる財産権に追加する。	計画・金融 ア26、 重点・別 表3-10	15年度 中に法 案提出 済、公布 後、6月 以内に 施行(予 定)		
信託業務のみを取り扱う施設・設備(「信託専門店舗等」という)の設置の可能性、及び信託専門店舗等は銀行	銀行法上の位置付け、顧客誤認防止の観点及び信託業法等の改正内容などを踏まえて、具体的な見直しの方向性について検討を行い、改正信託業法等の施行までに結論を得る。	重点・別 表7-7	改正信 託業法 等の施 行まで に結論		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
法上の営業所に係る休日・営業時間の規制の適用がないことの明確化 (金融庁)					
信託銀行への投資一任業務の解禁 (金融庁)	信託銀行が「運用」と「管理」が分離された形態においても運用業務が行えるよう、信託銀行への投資一任契約に係る業務の解禁について結論を得、可能な限り早期に所要の措置を講ずる。	計画・金融ア	4月施行		
信託兼営金融機関に対する投資一任業務の解禁 (金融庁)	金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律施行規則(昭和57年大蔵省令第16号)を改正して、投資顧問業法施行時に投資顧問業を営んでいた信託兼営金融機関以外の信託兼営金融機関も投資一任業務を行えるようにする。	重点・金融3(1)	措置		
資産流動化に際しての信託宣言の許容 (法務省)	資産流動化に際しての信託宣言の許容に関して検討し結論を得る。	重点・別表7-22		検討・結論	
更なる信託スキームの活用に関する商事(営業)信託関連法制の見直し (金融庁、法務省)	更なる信託スキームの活用に関する商事(営業)信託関連法制の見直しを行う。	重点・別表7-8		検討・結論	
信託法第58条の見直し (金融庁、法務省)	S P C法の特定持分信託に関して、信託法第58条の特例を設けることについて検討し結論を得る。	重点・別表7-6		検討・結論	

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
業態間の相互参入 (金融庁)	業態間の相互参入について、現行の持株会社方式・子会社方式のほかに、ユニバーサルバンク方式も視野において、中長期的に検討を行い、結論を得たものから所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討を行う。	計画・金融ア24	16年度以降検討・結論（結論を得たものから逐次措置）		
21 株式会社の資本減少、準備金減少の際の債権者保護手続における個別催告の省略 (法務省)	株式会社の資本減少、準備金減少について、官報公告に加えて、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は電子公告がされた場合には、個別催告を省略する。 (第159回国会に関係法案提出)	重点・別表6-6	法案提出		
22 信託業務における媒介・代理業に関する事務ガイドライン整備 (金融庁)	信託契約の取次ぎ又は代理を行う者の範囲に係る信託業法等の改正法案を踏まえ、媒介・代理業に関する事務ガイドライン整備を行う。	重点・別表3-7	改正信託業法等の施行までに措置		

## イ 協同組織金融機関

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
信用金庫等の債券発行 (金融庁)	資金調達手段の多様化を図ることにより経営基盤を強め経営効率を高める観点から、信用金庫等協同組織金融機関の債券発行が適切に実施できるよう必要な法的措置を講ずることについて、検討する。	計画・金融イ a	検討		
信用金庫の会員資格の見直し (金融庁)	信用金庫が地域経済において引き続きその役割を発揮する観点から、信用金庫の会員資格の資本金基準を引き上げることについて検討する。	計画・金融イ c	検討		
協金法第2条第3項に基づく「自己	金融機関の経営の健全性確保、信用組合における当該規制の意義等の観点から、当該規定を廃止する方向で検討を行い、16年度中に結論を得る。	重点・別表7-9	検討・結論		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
資本率規制」 の廃止 (金融庁)					
員外貸出先 の拡充 (金融庁)	P F I 法上の「選定事業者」を員外貸出先に加えることについて、信用金庫が地方経済の活性化に貢献することが求められている中、選定事業者が大企業の集合体となる場合もあることに留意しつつ、協同組織性の観点から具体的な内容について検討を行う。	重点・別 表 7-10	検討開 始		
一般職員の 兼業・兼職制 限の廃止 (金融庁)	兼職兼業規制について、実務におけるニーズ、他の協同組織金融機関との整合性に留意しつつ、具体的な内容について検討する。	重点・別 表 7-11	検討開 始		

## ウ 証券

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
金融サービ ス(証券)法 制の横断化 (金融庁)	現在の証券取引法を改組して、銀行・保険以外の分野(=資本市場分野)を横断的にカバーできる投資者保護法制を構築する。	重点・金 融 1	逐次検討・結論		
証券決済の 基盤整備の ための国際 私法上の手 当て (法務省)	間接保有証券取引の準拠法に関する条約の成立を踏まえ、証券担保等の準拠法は、証券が物権的性格であろうと、債権的性格であろうと、投資家の権利が確認できる帳簿を有するカストディアン(証券を保管する業者)等の所在地の法によるなど、法例の特別規定を設けることについて引き続き法制審議会において検討し、結論を得る。	計画・金 融ウ	検討・結 論		
証券取引法 における「子 法人等」の定 義の改正 (金融庁)	証券取引法における「子法人等」の定義の見直しを行うことについて検討し、結論を得る。	計画・金 融ウ	検討・結 論		
外国証券会 社の取引に	外国証券会社の親企業等からの注文に係る「取引一任勘定取引の禁止」については、海外関連会	重点・金 融 3 (2)	結論		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
係る規制の見直し (金融庁)	社のための取引に限定した上で、注文の4要素(売買の別、銘柄、価格、数)の全てについて証券会社が定めることを可能とすることについて検討し、結論を得る。	[ 計画・金融ウ ]			
公開買付けの適用除外範囲の拡大 (金融庁)	「3分の1ルール(強制的公開買付制度)」において適用除外としている「総株主の議決権の100分の50以上」基準については、公開買付者の自己名義で所有している株券等に係る議決権だけでなく、公開買付者とその特別関係者が所有する株券等に係る議決権により判断するものとし、所要の措置を講ずる。	重点・別表6-9	措置		
適格機関投資家の申請 手続の緩和 (金融庁)	適格機関投資家に係る届出期間を現行の年1回(7月)から年2回(7月及び1月)とするとともに、適格機関投資家である期間を現行の1年間から2年間とし、所要の措置を講ずる。 さらなる届出期間の見直しについては、本措置後の適格機関投資家に係る届出の動向や適格機関投資家になることを希望する者のニーズ等を踏まえ、平成16年度以降に検討する。	重点・別表6-7	措置		
有価証券の 私募に関する 規制の見直し (金融庁)	a 少数人数私募及びプロ私募の社債の券面記載要件について、転売制限等の制限を券面自体に記載するのではなく、別の書面によって譲渡制限を通知する等の代替手段も可能とするよう、所要の措置を講ずる。	重点・金融3(2)ア	措置		
	b 証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)で定める「同一種類の他の有価証券」の定義を改正して、私募の要件を満たしているか否かを判断する際の通算の対象となる有価証券の範囲を明確化する。	重点・金融3(2)イ	措置		
社債の発行 登録制度に おける訂正 発行登録書 提出基準の 緩和	例えば「取引先金融機関の名称変更」等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすとは考えにくい事項変更については訂正発行登録書の提出を不要とする等、平成16年度の早期に、訂正発行登録書の提出基準を緩和する。	計画・金融ウ b	早期に 結論・措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
(金融庁)					
投資法人による参照方式・発行登録制度の利用の容認 (金融庁)	発行者である投資法人の情報が十分に周知されていると認められる投資証券については、発行登録制度及び参照方式の有価証券届出書を利用することを可能とするよう、所要の措置を講ずる。	重点・別 表6-8	措置		
S P Cによる発行登録制度の利用の容認 (金融庁)	資産流動化証券についても、発行登録制度の利用を可能とすることについて検討を開始する。	重点・別 表7-4	検討開始		
有価証券届出書等の記載事項の見直し (金融庁)	近年の株式公開や上場時における株主状況の多様性等を勘案した上で、現在、上位100名程度の株主の氏名や住所等を記載することとされている有価証券届出書等における株主状況記載基準を緩和する。	計画・金融ウ	措置		
ブックビルディング等に係る有価証券届出書における申込期間の記載の明確化 (金融庁)	有価証券届出書様式に記載事項である「申込期間」を「申込期日又は期間」とし、所要の措置を講ずる。	重点・別 表6-10	措置		
公募増資の際の有価証券届出書の提出義務が発生する対象期間の短縮 (金融庁)	企業の資金調達の前滑りの観点から、公募増資の際の有価証券届出書提出の要否の基準となる対象期間について、現行の2年から1年に短縮する。	重点・別 表1-305	措置		
有価証券報告書の提出義務の緩和	かつて有価証券の募集を行い、その後長期間にわたり有価証券を発行していない未上場・未登録会社に係る有価証券報告書の提出免除要件の拡	重点・別 表7-5	検討開始		



事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
(金融庁)	大について、実態等を把握した上で、平成16年度中に検討を開始する。				
目論見書等の電磁的方法による提供における要件の明確化 (金融庁)	証券取引法に規定する交付書類(目論見書等)の電磁的方法による提供が認められるための要件である。当該ホームページアドレス等の顧客ファイルへの記録、顧客が閲覧していたことの確認、については、「ホームページアドレスの記録をした旨、及び目論見書の閲覧を口頭で確認し、その会話については録音する等」の手段が可能と解されているが、法令等解釈の明確化の観点から、事務ガイドラインにおいて明確化する。	重点・別 表3-5	措置		
目論見書の電磁的方法による提供における記載事項維持要件の緩和 (金融庁)	目論見書を電磁的方法により提供する際、5年間の記載事項の維持が要件とされているが、個々の投資家から当該目論見書の閲覧請求があった場合には、当該目論見書の情報を電子メールにより送信する方法、当該目論見書の情報を印刷したものを郵送する方法、その他の方法によることができることとする。	重点・別 表4-4	措置		
投資信託の広告宣伝に関する規制の見直し (金融庁)	過去の運用実績や評価会社の評価などの販売用資料が「目論見書と異なる内容の表示」に該当しない場合には、目論見書の交付前における使用が可能である旨を明確化するよう、平成16年度中に措置する。	重点・別 表6-12	措置		
英語での情報開示及び書類の提出の容認 (金融庁)	証券取引法に基づく開示制度については、日本語のみとされているところであるが、英語によるディスクロージャーを可能とするよう、金融審議会において検討を行い、措置する。	重点・別 表5-306	措置		
グローバルETFの募集の取扱い等の届出等の際の訳文の添付の省略 (金融庁)	グローバルETFの情報開示については、日本語のみとされているところであるが、届出時の添付書類の英語による提出及び英語によるディスクロージャーを可能とするよう、投資家保護上の問題に配慮しつつ、金融審議会における検討結果を踏まえ措置する。	重点・別 表5-307	措置		

## エ 保険

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全 (金融庁)	特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることを検討し、結論を得る。	重点・金融 3 (3)、別表 4-6〔計画・金融工〕	検討・結論		
特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ及び移受管の実施 (金融庁)	特別勘定において保険料の受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討する。	計画・金融工	検討		
損害保険に関する契約者保護制度の見直し (金融庁)	損害保険の特性にも留意しつつ、保険契約者保護というセーフティネットの趣旨を踏まえた上で、損害保険に関する契約者保護制度の見直しについて検討する。	計画・金融工29	検討		
保険契約移転時における移転単位の見直し (金融庁)	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転しなければならないとされている保険契約移転について、保険契約者間(移転する契約者と移転しない契約者)の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営の確保の観点等を踏まえ、責任準備金の公平な分割に留意しつつ、その一部での移転を可能とすることについて引き続き検討し、結論を得る。	計画・金融工	検討・結論		
保険契約の包括移転にかかわる手続の簡素化 (金融庁)	保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、相互会社の取扱いや、株主や保険契約者の保護について検討した上で、移転先保険会社の株主總會等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討する。	重点・金融 3 (3)	検討		
保険商品審査期間の一層の短縮	現行90日とされている保険商品の審査期間については、当該認可申請・届出が定型化された簡易なものである等、短期間で審査が可能であるも	計画・金融工	逐次実施		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
(金融庁)	のである場合には原則60日とする短縮が図られているが、消費者ニーズに対応する商品開発の迅速化に資する観点から、審査期間のさらなる短縮について引き続き努力する。				
保険商品審査基準の透明性確保 (金融庁)	審査基準の透明性の確保を一層図る趣旨から、現在認可申請および届出の際に使用されている「届出内容評価表」や「認可申請内容評価表」について所管官庁と保険会社の間で解釈の相違が生じることのないよう、その項目・記載内容について充実を図る。	計画・金融工	逐次実施		
企業向け自動車保険における特約自由方式の対象範囲の拡大 (金融庁)	市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の販売を可能にするとの観点から、届出をしないで特約を新設し又は変更することができる特約自由方式について、自動車保険のフリート契約(自ら所有・使用する自動車の保険契約締結台数が10台以上となる契約)における現行対象範囲を拡大することについて検討し、結論を得る。	計画・金融工	検討・結論		
届出制対象保険種目における事業方法書記載事項の届出制全面移行 (金融庁)	届出対象の保険商品については、商品審査に係る事業方法書記載事項の変更を全て届出により可能とするよう、所要の措置を講ずる。	重点・別表4-7	措置		
銀行等による保険商品の販売規制の更なる緩和 (金融庁)	銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。	重点・金融3(1) 〔計画・金融工〕	結論を踏まえ措置		
生命保険の構成員契約規制 (金融庁)	行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。	計画・金融工26	検討		
保険会社の子会社等が	本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかということ	重点・金融3(3)	早期に措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
行う「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」との兼営可能業務の拡大 (金融庁)	個々に検証した上で、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社等が、 a 危険及び損害の防止・軽減又は損害規模等の評価のための調査・分析・助言業務 b 健康・福祉・医療に関する調査・分析・助言業務 c 保険事故の報告取次、保険契約の相談業務 d 自動車修理業者などの斡旋・紹介業務 e 保険業に関するプログラムの作成や販売を行う業務、計算受託業務 f 個人の財産形成に関する相談業務 g データ処理業務 といった業務を同一の会社で営むことについて検討し、結論を得る。	〔 計画・金融工21〕			
従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先の拡大 (金融庁)	従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にまで拡大することとともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討する。	計画・金融工25	検討		
複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依存度規制の見直し (金融庁)	どのような場合において保険会社の他業禁止の趣旨等の面から実質的に問題が無いかということ踏まえた上で、複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とすることについて検討する。	重点・金融 3 (3)	検討		
保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁 (金融庁)	保険会社の付随業務として「信託業務の代理又は事務代行」を加えることについて、保険会社の業務との関連性・親近性等を踏まえ、検討する。	重点・別表 7-3	検討		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
保険代理店の登録制度における特例措置 (金融庁)	保険契約者の利便の向上の観点から、個人代理店の店主死亡時や法人代理店の組織変更時等、一定の場合において代理店業務の空白期間が極力短くなるよう登録制度の運用の見直しを図る。	重点・金融 3 (3)	早期に措置		
	また、一定期間後において、当該運用実施を踏まえ、個人代理店の店主死亡時の場合について、なお制度整備の必要があるかどうかについて、保険契約者の保護の観点に十分留意しつつ検討する。		16年度以降に検討		
変額年金保険に係る最低保証リスクに見合う責任準備金の積立及びソルベンシー・マージン基準のルール (金融庁)	変額年金保険に係る最低保証リスクに見合う責任準備金の積立及びソルベンシー・マージン基準のルールを明確化することについて、日本アクチュアリー会における検討結果を踏まえ、平成16年度中に検討し、結論を得る。	重点・別表 7-13	検討・結論		

## オ その他

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
債権流動化の基盤整備のための法例第12条の特別規定の導入 (法務省)	債権流動化の基盤整備を進める観点から、譲渡人住所地法によるルールを含む国際的な動向を踏まえつつ、法例第12条の特別規定を設けることも視野に入れ、同条を含む法例中の国際私法規定の全般的見直しについて引き続き法制審議会において検討を行い、結論を得る。	計画・金融 才	検討	17年中に結論	
サービサー法の見直し (法務省)	債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査等の結果を踏まえて、取扱債権の範囲の拡大等、法改正を含めた検討を行う。	重点・別表 4-12・13、7-21	検討		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の緩和 (金融庁)	平成14年度において行われた貸金業に係る規制に関する実態調査を踏まえて、貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の緩和の可能性について引き続き検討を行う。	計画・金融才	検討		
資産流動化計画書の記載、業務開始届出に係る添付書類に関する弾力化・簡略化 (金融庁)	資産流動化を促進する観点から、資産流動化計画書、業務開始届出に係る添付書類の弾力化・簡略化を図ることについて引き続き検討する。 また、届出実務が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な具体的措置の検討を行う。	計画・金融才	検討		
特定目的会社の借入先の拡大 (金融庁)	貸金業者等による特定目的会社への貸付に対するニーズについて調査を行った上で、適格機関投資家に限定されている特定目的会社の借入先を拡大することについて検討し、結論を得る。	計画・金融才、重点・別表4-3	検討・結論		
個人情報の保護 (内閣府及び関係府省) <ITウの再掲>	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の全面施行(平成17年4月1日)に向け、関係施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進を図るとともに、個別分野における個人情報の適正な取扱いが担保されるよう法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。	計画・ITウ30	措置		
消費者信用情報の利用に関する消費者の同意取得 (経済産業省、金融庁)	書面によることとされている消費者信用情報の利用に関する消費者の同意取得の在り方について、個人情報保護に関する基本法制との整合性に留意しつつ、引き続き検討する。	計画・金融才	検討		
商品ファンドに関する申請・届出の簡素化	登記簿等の即時電子化を実現することが難しいと考えられる添付書類等に関して、当面の措置として、利用者の事務負担を軽減するため、代表省庁1か所への提出で足りることとするといっ	重点・金融3(4)、別表3-11	検討・結論		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
(金融庁、農林水産省、経済産業省)	た、物理的な窓口の一本化を実現することについて、各省庁の窓口体制の調整・整備や書類転送に伴う追加的コストの負担等を検討の上、結論を得る。				
投資顧問業者の投資(助言)対象の拡大 (金融庁)	投資顧問業者の投資(助言)対象の拡大について、投資事業有限責任組合出資持分等の有価証券化を行う。	重点・別表6-13	第159回通常国会に法案提出		
利害関係人の範囲の見直し (金融庁)	投資顧問業法施行令に規定される投資顧問業者の利害関係人および密接な関係を有する者の範囲の見直しについて、他業との整合性の観点も含めた検討を行い、平成16年度中に結論を得る。	重点・別表7-12	検討・結論		
金融分野での規制・監督に関する透明性の改善 (金融庁)	金融先物取引所および金融先物取引業協会について、自主規制の改廃等に際してパブリック・コメント手続きを実施することとし、その旨を周知する。	重点・別表6-15	措置		
政府と自主規制機関間の重複職務の撤廃による規制制度の簡素化 (金融庁)	投資信託法、投資顧問業法、資産流動化法の一部規定を「取引の公正の確保」に係るものとして位置付け、その検査権限を証券取引等監視委員会に委任するとともに、証券検査については、「財務の健全性等に係る検査」も含めて金融庁から証券取引等監視委員会に権限委任を行う。	重点・別表6-16	第159回通常国会に法案提出		
対内直接投資等に係る事前届出業種 (財務省、事業所管官庁)	対内直接投資等に係る事前届出業種につき、諸外国との交渉状況や諸外国の外資参入規制等との関係を踏まえ、社会経済情勢に配慮しつつ、OECD資本移動自由化コードの我が国外資規制各業種を検討し、安全保障理由等以外の外資参入規制を最小限に抑えることを目指して、一層の自由化を促進する。  また、安全保障等関連業種については、OECD資本移動自由化コードにおいても規制が認められているものであるが、その対応につき検討を進め、一層の自由化を促進する。	計画・金融才	逐次実施		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
恩給の支払 (総務省)	恩給の支払事務は、現在、郵便局で行われているが、恩給受給者の利便の向上のため、支払事務と併せ行われている窓口相談・債権管理事務が円滑に行われるための条件整備を始めとして、支払事務を民間金融機関においても行うことができるよう、検討し、結論を得る。	計画・金融才25	結論		
税制に関する文書回答制度の見直し (財務省、国税庁)	<p>a 税制に関する文書回答制度の活用実績等を分析した上で標準処理期間を設けることについて検討し、結論を得る。</p> <p>b 将来的には、仮定の取引に係るものについても、対象とすべきとの意見があるが、租税回避の悪用の可能性等に留意しつつ、対象とするか否かを含め、慎重に検討していく。</p>	重点・国際 3 (1) ア	結論	検討	
税の質疑応答事例の公表等 (財務省、国税庁)	<p>a 納税者の利便性を高めるため、できる限り多くの質疑応答事例を国税庁のホームページに掲載するなどの情報開示を積極的に行う。</p> <p>b 海外企業や外国人からのアクセスにも対応するため、ホームページにおける法令解釈に関する情報について、英語版の充実も検討する。</p>	重点・国際 3 (1) イ	逐次実施	逐次実施	
固定資産税の納付様式の改善 (総務省)	<p>固定資産税等地方税の納税通知書・納付書に関し、具体的ニーズがあり、かつ、多額のコストがかかる恐れが少ないと考えられる以下の事項について、速やかに検討し、可能なものについては、地方公共団体に対する要請等の措置を講じる。</p> <p>a 納税通知書・納付書・償却資産明細書を、希望する者に対して同封して送付すること</p> <p>b 納付書等の紙片について、共通名称を使用すること</p> <p>c 納付書等に都道府県名を記載すること</p> <p>d 納付書等の送付時期について、必要に応じて早期化すること</p>	重点・別表 6-18	できるだけ早期に措置		